認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 (抜粋)

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常	
	生活は家庭内及び社会的にほぼ	
	自立している。	
П	日常生活に支障を来すような症	
	状・行動や意思疎通の困難さが	
	多少見られても、誰かが注意して	
	いれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られ	たびたび道に迷うとか、買い
	る。	物や事務、金銭管理などそれ
		までできたことにミスが目立
TT 1	ウウェイン「ショッルがひゅう	つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見ら	服薬管理ができない、電話の
	れる。	応対や訪問者との対応などひ
ш	口帯井江に土陸とますよる水岸	とりで留守番ができない等
Ш	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが	
	私・打動や息芯味通の困難さか 見られ、介護を必要とする。	
I IIa	日中を中心として上記Ⅲの状態	着替え、食事、排便・排尿が
m a	が見られる。	上手にできない・時間がかか
		3
		やたらに物を口に入れる、物
		を拾い集める、徘徊、失禁、
		大声・奇声をあげる、火の不
		始末、不潔行為、性的異常行
		為等
Шb	夜間を中心として上記Ⅲの状態	ランクⅢaに同じ
	が見られる。	
IV	日常生活に支障を来すような症	ランクⅢに同じ
	状・行動や意思疎通の困難さが	
	頻繁に見られ、常に介護を必要と	
	する。	

M	著しい精神症状や周辺症状ある	せん妄、妄想、興奮、自傷・
	いは重篤な身体疾患が見られ、専	他害等の精神症状や精神症状
	門医療を必要とする。	に起因する問題行動が継続す
		る状態等

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成18年4月 3日老発第0403003号) 厚生省老人保健福祉局長通知